○**農林水産省告示第九十五号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第九十六号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第九十七号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

表ワクチン（シーミロット製剤を除く。）の部中

「豚オーエスキー病（gI－、tk－）生ワクチン（酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液）	842,400	52,500	13	2 」を
「豚オーエスキー病（gI－、tk－）生ワクチン（酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液）	780,600	52,500	13	2 」に、
「豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン	689,600	23,800	10	2 」を
「豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン	689,600	23,800	10	2 」に、
「豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン	827,600	57,800	11	2 」に、
「豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）混合ワクチン	842,400	52,500	13	2 」を
「豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）混合ワクチン	780,600	52,500	13	2 」に、
「豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン	689,600	23,800	10	2 」を
「豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン	689,600	23,800	10	2 」に、
「豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン	827,600	57,800	11	2 」に、
「豚サーコウイルス性鼻気管炎・豚カリシウイルス感染症・豚白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	842,400	52,500	13	2 」を
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	780,600	52,500	13	2 」に、
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	689,600	23,800	10	2 」を
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	689,600	23,800	10	2 」に、
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	827,600	57,800	11	2 」に、
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	55,700	23,800	48	2 」を
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	55,700	23,800	48	2 」に
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病ウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症・猫白血病（猫白血病ウイルス由来防御抗原たん白遺伝子導入カナリア痘ウイルス）混合ワクチン	366,900	228,900	29	2 」に
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病ウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症・猫白血病（猫白血病ウイルス由来防御抗原たん白遺伝子導入カナリア痘ウイルス）混合ワクチン				」

表ワクチン（シーミロット製剤）の部中

「牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（シード）	944,100	230,400	18	2 」を		
「牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（シード）	944,100	230,400	18	2 」に		
アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症・ピートンウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	698,600	23,800	19	11	10	2 」に

改める。

○**農林水産省告示第九十八号**

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十七年十一月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第101439号	液状複合肥料	アルム　豊	株式会社オキ	広島県福山市南松永町一丁目16番13号
生第101440号	化成肥料	多木尿素苦土有機入り複合肥料042―2号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第101442号	化成肥料	ナガオカユーキ048号	有限会社ナガオカ化成	兵庫県尼崎市昭和南通3丁目26番地
生第101443号	化成肥料	サンモルト別製S―664	西日本興産株式会社	大阪府大阪市東成区大今里4丁目23番18号
生第101444号	化成肥料	サンモルト別製S―866	西日本興産株式会社	大阪府大阪市東成区大今里4丁目23番18号
生第101445号	液状複合肥料	セルエナジー	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号